

みんなので支え合い健康いきいき



国民健康保険は、万が一の病気やけがなどに備えて、加入者がお互いに協力してお金（国保税）を出し合い、医療機関にかかったときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。国保税は、制度の維持・運営と加入者の健康を支える大切な財源です。納期内に納めましょう！

◆国保の算定方式

国保税は、下記表①～③項目の3方式で算定し、1年間の税額が決まります。国保税は、医療分と後期高齢者支援金等分（以下「支援金分」という）と介護分（40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ）を合算したものが課税されます。なお、本年度の税率等は下記の表のとおりです（昨年度と同様）が、医療分の課税限度額が50万円から51万円に、支援金分が13万円から14万円に、介護分が10万円から12万円に改定されました。

（ ）内は平成21年度の金額

区分	①所得割	②均等割 (1人あたり)	③平等割(1世帯あたり)		④課税限度額
			特定世帯以外	特定世帯	
医療分	7.5%	20,000円	20,000円	10,000円	(50万円)51万円
支援金分	1.7%	2,000円	2,000円	1,000円	(13万円)14万円
介護分	2.0%	6,000円	5,000円	5,000円	(10万円)12万円

◆平成23年度の税率等

平成23年度の国保税（医療分・支援金分・介護分）の税率等は表のとおりです。

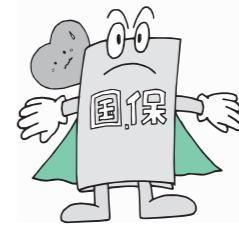
◆国保税の納め方

①所得割▽各加入者の前年中の課税所得からそれぞれ33万円を差し引いた額に依りて計算。
②均等割▽加入者数に応じて計算。（人数割）
③平等割▽1世帯にいくらかと計算。（世帯割）
④課税限度額▽1世帯に課税される年税額の上限 ※特定世帯とは
国保に加入している人が後期高齢者医療制度に移行（75歳到達）することにより、国保の被保険者が1人になる世帯。



国保では一人一人が被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。もし、世帯主本人が職場の健康保険に加入していて国保加入者でない場合（擬制世帯主）でも、世帯に一人以上国保加入者がいれば国保税の納税義務者は世帯主になります。納税通知書（納付書）は世帯主宛にお送りしますので、近くの金融機関や市役所（本庁及び各総合窓口センター）

ンター、出張所）の会計窓口で納めてください。（納税組合加入の方は各組合が定める方法により納めてください。※特別徴収の方は納税組合扱いになりません）
口座振替を申し込んでいる方は、各納期限の日に口座から自動的に引き落としになります。納付書、または口座振替による納付を「普通徴収」と言います。
なお、国保に加入する世帯主の方で、一定の条件を満たしている場合は、国保税が年金から天引きされます。これを「特別徴収」と言います。



◆国保税の特別徴収

国保税の特別徴収とは、国保税が年金から天引きされる納税方法です。

特別徴収の対象者は、左記の条件を全て満たしている方です。

- 平成23年4月1日において、納税義務者が老齢等年金給付を受けている65歳以上75歳未満の国保の被保険者であること。
- 国保の被保険者が、全員65歳以上75歳未満であること。
- 納税義務者の老齢等年金の給付額が年額18万円以上であること。
- 納税義務者の介護保険料と国保税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること。
- 納税義務者の介護保険料が特別徴収されていること。

また、社会保険から後期高齢者医療制度に移行された方の被扶養者（65歳以上）であった方が、国保に加入される場合には減免が適用される場合があります。（詳細は左記にお問い合わせください）

◆国保税を滞納すると

災害など特別な事情がないのに国保税を納めないでいると、一旦医療費を全額自己負担しなければならぬ場合（被保険者資格証明書の交付）があります。

納税が困難なときはそのままにせず、早めに分割納付などの納税相談においでください。

◆国保税の納付は口座振替で！

口座振替にすると、国保税は金融機関の口座から自動的に引き落とされ、一度手続きをすると翌年以降も継続されます。納期ごとに納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もありません。便利で安心な口座振替をぜひご利用ください！
お申し込みは、①国保税の納付書、②預金通帳、③通帳届出印をお持ちになり、市指定金融機関（市内の金融機関は全て指定済）で手続きをしてください。

◆お問い合わせ先

- ▽税務課市民税班（課税） ☎ 62・11116
- ▽税務課収納班（収納） ☎ 62・11115
- ▽市民課国保年金班 ☎ 62・11118
- ▽合川総合窓口センター ☎ 78・21112
- ▽森吉総合窓口センター ☎ 72・31115
- ▽阿仁総合窓口センター ☎ 82・21112

【平成23年度】

▽特別徴収／4・6・8・10・12・2月
※23年度の4・6・8月は前年度（22年度）の2月の税額と同額となります。（仮徴収）
※納税義務者の事情により、特別徴収から口座振替納税への変更が可能です。詳細及び申し出は下記の問い合わせ先までお願いします。

◆国保税の普通徴収の納期

第1期 7月 7月 末	第5期 11月 末
第2期 8月 8月 末	第6期 12月 25日
第3期 9月 9月 末	第7期 1月 1月 末
第4期 10月 10月 末	第8期 2月 2月 末

◆国保税の軽減

平成23年4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の合算所得により判定します。
▽平成23年4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更等があったときは、その時点の加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の合算所得により判定します。

▽軽減割合は、左記の判定基準に従って7割・5割・2割となり、軽減額は医療分、支援金分、介護分それぞれの均等割・平等割の7・5・2割の額が軽減されます。

※特定同一世帯所属者とは

後期高齢者医療制度に移行したため国保の被保険者資格を喪失した方で、この資格を喪失した日の前日の月以降5年を経過するまでの間に限り、継続して同一世帯に属している方。

◆非自発的失業者への軽減制度

平成22年4月から、倒産や解雇などで職を失った失業者の方々について、新しい軽減制度がスタートしています。この制度は、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者の方について、翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして算定するものです。

国保税の軽減

軽減判定基準額	軽減割合
33万円以下の場合	7割
（世帯主を除く加入者数＋世帯主を除く特定同一世帯所属者数）×24万5千円＋33万円以下の場合	5割
（加入者数＋特定同一世帯所属者数）×35万円＋33万円以下の場合	2割

軽減を受けるためには、本庁、各総合窓口センターの国保窓口で届出を行っていただく必要があります。届出の際には、雇用保険の受給者資格証と印鑑を必ずご持参ください。

◆国保税の減免等

災害や疾病、倒産による失業など、やむを得ない事情の発生による著しい収入減少、または生活困窮状態で、納期限の延長や猶予を行っても、なおお税力がなく（国保税を納付すると生活が困難となる状況）と認められると一時的な救済措置として国保税が減免される場合があります。これには納期限前7日までに申請が必要です。申請は税務課市民税班（市役所分庁舎）までお願いします。（所定の申請書等は下記の問い合わせ先で交付します）